

第2期大刀洗町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 公募型プロポーザル方式で事業者を選定する趣旨

契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、技術、専門的知識等、受託者としての適格性を確認するために行う。計画の策定にあたっては、本町の現状を捉え、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などの方針について検討を行うこととする。

2. 事業概要

(1) 事業主体 大刀洗町

(2) 業 務 名 第2期大刀洗町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画策定業務

(3) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(4) 予算概要 この業務に係る予算は 11,077,000 円(消費税を含む。)となっていることから、業務委託料積算にあたっては、予算の範囲内とすること。

3. 提案の審査及び契約の方式

(1) 公募により、第2期大刀洗町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画策定業務（以下「本業務」という。）に関する提案を受け、本町で組織するプロポーザル等審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された提案書の書類審査を行い、総合的に優れた提案を行った事業者を選定する。

(2) 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

① 企画提案書等の評価

② 委託事業者の選定

③ その他、委託事業者選定の実施に関して必要と認める事項

(3) 審査の対象者が 1 者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託予定者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

(4) 契約に際しては、提案事項を必ず実施することとし、本町において特別な意向がある場合は、協議、調整を行った上、合意が得られた時点で契約を行う。また、契約書に記載する項目の詳細については、基本的に本町において決定するものとする。

4. 担当部署

830-1298 福岡県三井郡大刀洗町大字富多819番地

大刀洗町役場 企画財政課財政係 担当：秋吉

電話 0942-77-0355

FAX 0942-77-3063

メールアドレス zaisei●town.tachiarai.fukuoka.jp

※●を半角のアットマークに変えてください。

5. 提案参加資格

本業務に係る企画提案に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書提出時において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。

(3) 参加申込書提出時において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがなされていない者であること。

(4) 参加申込書提出時において、本町での指名停止の措置を受けていない者であること。
ただし、参加申込書提出から契約締結までの間に、本町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。

(5) 国税、都道府県税並びに市町村税を滞納していない者であること。

(6) 次に掲げる条件を全て満たす者であること。

① 本業務に必要な専門的知識及び技術を有する者であること。

② 以下の要件を満たす者であること。

項目	内容
実績要件	過去 5 年以内に公共施設等の総合管理計画及び個別施設計画の策定実績がある。
資格要件	配置可能な管理技術者等に一級建築士、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者がいること。
事務所要件	福岡県内に本店又は支店を有すること。

6. スケジュール

実施内容	提出期限など	様式
公募開始	令和 8 年 7 月 31 日（金）	
質問書の提出期限 （受付期間：令和 8 年 7 月 31 日～ 8 月 7 日）	令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時まで	様式第 7 号
質問回答（町ホームページへの掲載）	令和 8 年 8 月 18 日（火）	
参加申込書の提出期限 （受付期間：令和 8 年 7 月 31 日～ 8 月 21 日）	令和 8 年 8 月 21 日（金）17 時まで	様式第 1 号等

参加資格結果通知（電子メール及び郵送）	令和8年8月28日（金）	
企画提案書の提出期限 （受付期間：令和8年8月28日～9月14日）	令和8年9月14日（月）17時まで	様式第5号等
審査結果の通知（電子メール及び郵送）	令和8年9月25日（金）	

※事前説明会は開催しない。

7. 参加手続等

（1）参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

① 提出書類（各1部）

ア. 参加申込書（様式第1号）

イ. 会社概要書（様式第2号）

ウ. 業務実績書（様式第3号）

エ. 管理技術者等の経歴と実績（様式第4号）

※ウには5（6）②の実績要件に該当する受注実績を1件以上記載すること。

※エには1級建築士、技術士の資格を証明する書類を添付すること。

② 提出期限 令和8年7月31日（金）から 8月21日（金）まで

午前8時30分から午後5時までの間

ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く

③ 提出場所 4に同じ

④ 提出方法 持参又は郵送によること（郵送の場合は提出期限内に必着）

（2）参加資格の確認等

5に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年8月28日（金）までに、電子メール及び郵送にて参加資格結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

8. 質問回答

（1）質問書の提出

① 提出期限 令和8年7月31日（金）から 8月7日（金）まで

午前8時30分から午後5時までの間

ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く

② 提出場所 4に同じ

③ 提出方法 「質問書（様式第7号）」により電子メールで提出すること。

（2）質問の回答方法

質問に対する回答は、質問者全員の回答を一覧表にまとめ、令和8年8月18日（火）までに

町ホームページへ掲載する。電話など、上記の方法以外での質問は原則受け付けない。

9. 企画提案書の作成及び審査の実施

(1) 提出書類

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
ア. 企画提案書提出書	様式第5号	1部	
イ. 企画提案書	任意様式	9部	以下の2つのテーマについて、貴社の考えを A4 用紙各2ページもしくは A3 用紙各1ページに簡潔にまとめて記載すること。 <提案テーマ1> 第2期大刀洗町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を策定するにあたってのポイントや実施方針について <提案テーマ2> 第2期大刀洗町公共施設等総合管理計画を踏まえた適正な使用料の設定について
ウ. 業務工程表	任意様式	9部	貴社の考える業務工程を A4 用紙2ページもしくは A3 用紙1ページに簡潔にまとめて記載すること。
エ. 業務実施体制	様式6号	9部	業務実施体制図には、管理技術者、照査技術者、主任技術者を明記するとともに、担当者の氏名等を記載すること。
オ. 業務見積書	任意様式	1部	

(2) 企画提案の採点基準

審査項目		評価基準	配点
①業務実績	会社実績	会社の実績が十分であるか	20点
②企画提案の内容	企画提案	提案テーマ1が的確な内容となっているか	30点
		提案テーマ2が的確な内容となっているか	20点

	業務工程	工期内で無理なく実施でき、効果的な手順や工程となっているか	10 点
	業務実施体制	業務を効果的に遂行するための体制が十分か	10 点
③業務見積書		提案内容を踏まえ、適切に積算された見積書となっているか	10 点
合計			100 点

(3) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和8年8月28日（金）から 9月14日（月）まで
午前8時30分から午後5時までの間
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く
- ② 提出場所 4に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること（郵送の場合は提出期限内に必着）

(4) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差替えは一切認めない。

参加申込書提出以降に辞退する場合は辞退届（様式第8号）を提出すること。

10. 結果通知について

(1) 選定結果通知書を電子メール及び郵送により選定審査の結果を通知する。

(2) 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは無効とする。

- ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 提案書の作成様式及びこの要領に示された条件に適合しないもの
- ③ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ この要領に定められた提案以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- ⑥ 5の提案参加資格を満たしていないと判断される場合

(3) 非特定通知を受けた者に対する理由説明

- ① 非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面により説明を求めることができる。
- ② ①の書面は、4に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
- ③ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面により回答するものとする。

11. その他

(1) 提出された提案書の取扱いは、次の各号による。

- ① 提出された提案書は返却しない。
- ② 提案書の作成及び提出等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ④ その他、プロポーザルの資料等に関して、情報公開の請求があれば、大刀洗町情報公開条例の規定に準じて判断する。

(2) 留意事項

- ① 本提案は、調査・検討における具体的な取組方法等について提案を求め、審査は事業者内定（優先交渉権者決定）のために行うものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ② 仕様書も参考にすること。
- ③ 委託料の支払いは、完了払いとする。